

平成 29 年御嵩町議会第 3 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 9 月 7 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 29 年 9 月 7 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 12 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第 1 号 平成 28 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第 7 号 平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 60 号 工事請負契約の締結について
 - 議案第 61 号 工事請負契約の締結について
 - 発議第 1 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

議事日程第1号

平成29年9月7日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

(2) 常任委員会所管事務調査報告書

(3) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成29年5月分から7月分まで）

町長報告 1件

報告第12号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 18件

認定第1号 平成28年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第53号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第54号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第55号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

ついて

議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 60 号 工事請負契約の締結について

議案第 61 号 工事請負契約の締結について

発議第 1 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

日程第 5 議案の審議及び採決 8 件

議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 60 号 工事請負契約の締結について

議案第 61 号 工事請負契約の締結について

出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1 番 奥村雄二	2 番 安藤信治
3 番 伏屋光幸	5 番 高山由行	6 番 山口政治
7 番 安藤雅子	8 番 柳生千明	9 番 加藤保郎
10 番 大沢まり子	11 番 岡本隆子	12 番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
---------	----------

教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	伊左次 一 郎
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	亀 井 孝 年
企 画 調 整 担 当 参 事	森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総務防災課長	須 田 和 男	企 画 課 長	小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	山 田 敏 寛	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	鍵 谷 和 宏
税 務 課 長	中 村 治 彦	住 民 環 境 課 長	若 尾 宗 久
保 險 長 寿 課 長	日 比 野 伸 二	福 祉 課 長	高 木 雅 春
農 林 課 長	可 児 英 治	上 下 水 道 課 長	大 鋸 敏 男
建 設 課 長	筒 井 幹 次	会 計 管 理 者	佐 久 間 英 明
生 涯 学 習 課 長	石 原 昭 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議 会 事 務 局
書 記 丸 山 浩 史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがいまして、平成29年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

なお、企画調整担当参事 森島嘉人君と亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君より、他の公務のため、10時30分ごろになりましたら退席したいとの申し出がありましたので、お知らせをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

9月定例会、長丁場になるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

御嵩町議会第3回定例会の開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について述べます。

7月26日に開催された臨時会において、山田議長、高山副議長を初め、議会の各委員会が構成され、新たにスタートをしていただきました。これからの2年間は、本町にとって新庁舎建設に伴うまちづくりが大きく動き始める非常に大切な期間になります。気持ちも新たに、将来世代に対して胸の張れる意見交換をしてみたいと思っております。

さきの6月、高知県と岡山県で、木造の公共施設及び環境モデル都市の取り組みを視察してまいりました。

初めに視察しました高知県四万十町の人口は、本町とほぼ同じ1万8,000人弱のまちで、本庁舎は3階建ての免震構造であり、日本初のRC造、木造、鉄骨造を組み合わせたハイブリッド構造の施設であります。町有林間伐材を最大限に活用し、使用割合は全使用木材の90%とのものであります。そのほかに、地域交流センター、観光案内所の併設や、施設での雨水の利用などを学んでまいりました。

次に、高知県榑原町にて榑原総合庁舎を視察いたしました。構造は地上2階建て、地下1階は書庫となっており、木造一部RC造で、木への愛着が感じられる仕上がりでありました。榑

原町は環境モデル都市であり、町産材利用、外気熱・地中熱の利用など、環境に配慮した庁舎となっており、同じ環境モデル都市として哲学を感じられる庁舎となっておりました。

翌日に岡山県に移動し、真庭市落合総合センターを視察いたしました。木造地上2階建てと鉄筋コンクリート造3階建てで、農林水産大臣賞を受賞された建物は、各所に工夫が見られ、両方向からの乗りおりができるエレベーターの設置など、特に福祉に配慮してあるところが参考となりました。

最後に、西栗倉村を視察いたしました。森林が村の面積の98%を占める環境モデル都市であります。百年の森林（もり）構想を策定され、これまでの50年間育てられた森林をこれからの50年間どう手入れをするのかという考え方などを担当の職員の方に御説明いただき、移住定住策と環境モデル都市の施策をつなげているところなど大いに参考となりました。また、新庁舎の計画も着実に進んでおり、木造への思いで話が弾みました。

このたびの視察では、木造庁舎の建設及び環境モデル都市としての低炭素化に大いに参考となり、次の展開につながると確信のできるもので、これらの視察の成果を生かし、両事業を進めてまいりたいと考えております。議員の皆さんも委員会研修として、7月31日から8月2日にかけて、熊本県上天草市や宇土市など、庁舎整備に関する視察もされたと伺っております。今後、議論の場をつくり、活発な意見交換をしてみたいと思います。

今夏は、太陽が照りつける日は少なく、曇りや雨の日が多くあり、これから収穫を迎える米や野菜などの農作物に影響を与えるのではないかと心配をしているところであります。また、九州北部豪雨を初め、遅滞、迷走した台風5号、頻繁に発生した局地的豪雨により、全国各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。被災された方々には、改めて心からお見舞い申し上げます。

幸い本町では大きな被害はなかったものの、避難準備情報、避難勧告を発令する事案がありました。以前から申しますとおり、災害対応については、安易な想定から何もせず見過ごし、見逃すことなく、それがたとえ空振りに終わろうとも、最悪の事態を想定した体制を整えてまいり、避難勧告については、でき得る限りポイントを絞ったものにしたいと考えております。これから台風シーズンになりますので、気を引き締めていきたいと心しておりますし、台風における風水害、土砂災害だけでなく、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震などの震災についても、発想力、想像力を働かせ、ありとあらゆる想定を行い、防災・減災に努めてまいります。

本年度初の試みであった高校生向けの防災アカデミーを、夏休み期間を利用して実施いたしました。従来的一般町民向けのアカデミーは講習日数を4日間としておりますが、高校生向けは1日短縮して3日間とし、中身の濃い講習内容といたしました。受講生は東濃高校の生徒、

男子 12 名、女子 2 名の計 14 名で、防災に関する知識・技術を学んでもらうことができました。今回受講した生徒には、災害時における自助と共助の重要性を認識され、防災の担い手になっていただけるものと確信をしております。また、学年に関係なく、1 年生から 3 年生までの生徒が受講したことで、この経験を同級生や後輩など周りに伝えることにより、学校全体の防災意識についてもさらに高まりが期待されるなど、大きな波及効果が見込まれることから、来年度以降も、枠を広げ、継続して実施してまいりたいと考えております。

本町の亜炭鉱廃坑対策の進捗状況については、国土交通省多治見砂防国道事務所において、緊急輸送道路である現国道 21 号の比衣・顔戸地内に引き続き、御嵩小学校南と大庭交差点西側、新木野地内の 3 カ所で空洞充填工事を実施していただいております。また、岐阜県可茂土木事務所においては、同様に、緊急輸送道路である主要地方道多治見・白川線に引き続き、上恵土地内の県道多治見・八百津線において空洞充填工事を実施していただいております。このように、国・県においては継続的に緊急輸送道路での対策を進めていただいております。災害発生時において重要な役割を担う道路としての信頼性を大きく高めていただいていることに深く感謝しているところであります。

一方、国と県の補助により創設された基金を活用し、本町が対策を進める南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、昨年度の国の補正予算で措置された事業であり、昨年度まで取り組んできた亜炭鉱跡防災モデル事業の期間を含めると、4 年目を新たな事業名で迎えております。本事業は、第 1 期計画地として、西田地内において亜炭廃坑の空洞調査に 6 月から着手しており、現在は、当地区の一部に対する地盤脆弱性のレベル判定を受けるための説明を本日予定している状況にあり、この判定通知を受け取り次第、充填工事発注の手続に入っております。平成 32 年度までと非常にタイトな期限となっておりますことから、さらに歩調を早め、期限を守り充填し切ることを目指してまいります。したがって、議員の皆さんには臨時議会の招集などに御理解をいただき、大規模地震発生時の陥没被害から住民生活を守ることに御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、国・県の多大な支援により町内で亜炭鉱廃坑対策事業を進めることによって、本町の地下に広がる亜炭鉱廃坑空洞は少しずつではありますが確実に埋まり、住民生活の安全確保に向かって進んでおりますが、本町の地下には依然として広く亜炭鉱廃坑が存在すると考えられることから、亜炭鉱廃坑対策は今まさに前進し始めたところでもあります。このような状況の中、町民の皆さんにおかれましては、日ごろより亜炭鉱廃坑対策事業の重要性について格別の御理解をいただいていることに深く感謝するとともに、今後とも引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げます。

本町の北部地域に接する木曾川は、長野県を源として岐阜県内を下り、下流部には肥沃な平

野を形成し、多くの恵みをもたらします。また、良好な水質と豊富な水量により、名古屋市を初め、多くの地域の水道用水として利用されるとともに、国の名勝にも指定され、観光資源としても周辺地域にとって重要な河川であります。一方、木曾川は歴史的には暴れ川としても知られ、特に木曾川下流の歴史は、洪水との戦いの歴史とも言われています。昭和 58 年 9 月には、台風と前線の影響による大雨により木曾川が氾濫し、美濃加茂市を初めとする周辺市町で広範囲にわたり甚大な浸水被害が発生いたしました。

この戦後最大の洪水を契機として、新丸山ダム建設事業の促進を求める声が高まり、昭和 61 年 4 月に建設事業に着手され、昨年度には、県道井尻・八百津線のつけかえに伴い、（仮称）新小和沢橋と（仮称）第二小和沢橋が連結し、この秋にも開通の見通しとなってきました。さらには、本体関連工事である転流工の建設工事も開始され、地域の悲願である新丸山ダム事業が目に見える形で大きく進められております。

先月 25 日には、国土交通省新丸山ダム工事事務局が事務局となっただき、私御嵩町長、八百津町長、瑞浪市長、恵那市長、関西電力（株）東海支社長、丸山ダム管理所長、新丸山ダム工事事務所長から成る新丸山ダム水源地域協議会が開催されました。この協議会は、丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、丸山ダム管理・新丸山ダム建設工事に伴う地域振興に関する事、新丸山ダム水源地域の連携による地域振興に関する事を協議していく組織であります。

新丸山ダムの完成予定は平成 41 年度と、まだ 10 年以上先ではありますが、工事中から地域振興を進めてまいります。この地域振興と私の悲願である小和沢村の再興をどう関連づけていくかを最重要課題と考えておりますので、議員の皆さんからもぜひアイデアをいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

ここまででお気づきの方もお見えになるかと思いますが、全て災害対策がテーマの事業と言えます。現在、全国的にも、特に本町での予算の増減は、これらの事業に大きく左右されます。

ここで、平成 28 年度決算の概要について触れさせていただきます。

水道事業を除く一般会計及び特別会計の決算の総額につきましては、前年度と比較して歳入が 1.4%の減額、歳出が 0.8%の減額となりました。このうち一般会計の歳入では、防災コミュニティセンターなどに充てた町債が増額となりましたが、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金や、亜炭鉱廃坑対策事業に係る国庫支出金の減額などが歳入総額を押し下げ、対前年度比で 3.4%の減額となりました。歳出では、臨時福祉給付費や障害者等自立支援給付費、防災コミュニティセンターの整備事業費などは増額となりましたが、最終年度を迎えた南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業費の減額などが歳出総額を押し下げ、対前年度比で 2.8%の減額となりました。

また、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

平成 28 年度においては、実質公債費比率が単年度 7.09%、3 年間平均で 7.1%、将来負担比率が数値なしとなっており、昨年度よりも比率が改善しております。実質公債費比率は、期待していた 3 年平均 6 % 台とはなりません。これは、現在、本町では町債の元金償還開始の据え置き措置は極力しない方針で、でき得る限りレアな数値を捉えやすくし、次年度以降の財政計画の健全性、確実性を高めるためのものです。また、将来負担比率のマイナスへの改善は、庁舎整備基金への積み増しが順調にできていることでの傾向で、逆に言えば、庁舎建設が動き出し、整備基金が減少すれば、当然、数値は上昇することになります。近年のこの状態は、柳川町政、渡邊町政、おおむね 20 年間で最もよい数値と言えます。今後も有利な地方債を選択し借り入れ、基金への積み増しも継続し、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

重点的に環境に取り組む先進地へ学生などを派遣し、本町の環境保全を担う人材へと育成するための林業体験プログラム事業「森と未来を切り拓く環境都市交流体験プロジェクト」を、この 8 月 17 日から 21 日まで、環境未来都市である北海道下川町で実施いたしました。参加者の公募では昨年を上回る 14 名の応募があり、選ばれた町内の中学 2 年生 6 名が参加し、学校教諭、水土里隊隊員、町職員の 3 名が環境教育のスキルアップを兼ねて同行いたしました。この事業は 3 年目であり、毎年、参加者が各種の体験を通して学び、また多くのことに気づく機会となっております。この事業の参加者の役割の一つとして、参加後、環境活動のサポーターとして活躍していただくことにしており、今後、サポーターの活躍の機会をさらにふやし、環境モデル都市の取り組みを推進していくとともに、この事業の効果をあらわしていきたいと考えております。

そして、7 月 30 日から 8 月 2 日にかけては、北海道下川町の小学校高学年 6 名も子ども交流事業として本町を訪れ、本町の観光や歴史、文化などに触れていただくとともに、上之郷小学校の児童と交流を深めていただきました。お互いのまちの紹介をし、感想を話し合うなど、視野が広がるとてもよい機会となりました。

また、幼児期から環境の大切さへの理解を深めていただく子ども向け啓発「紙芝居」作成事業を進めております。岐阜大学の教授、学生、東濃実業高校の生徒、読み聞かせボランティアグループの方々、保育士と職員でプロジェクトを組み、これまでスタートアップワークショップ、町内視察を行い、現在、粗筋づくりに取りかかっております。小さな子にも伝わる紙芝居になるよう、プロジェクトメンバーの多くの知恵を集結しているところであり、完成後は各保育園での読み聞かせを初め、ぽっぽかん、中山道みたけ館、児童館など広く活用したいと考えております。

名鉄広見線は、現在、第3期として、平成28年度から平成30年度までの名鉄広見線活性化計画により、目指す姿を、関係市町、議会、教育関係者、経済関係者、市・町民が一体となって活性化に取り組み、名鉄広見線及び沿線地域が活性化し、名鉄広見線が市・町民にとって必要な社会インフラとして存在し続けることとし、取り組みを進めているところであります。

具体的には、地域外からの利用者を増加させる取り組みとして、御嵩駅前エコビアガーデンや、ささゆりまつり、よつてりゃあみたけ夏まつりなど、イベントへの名鉄広見線来訪者特典の実施を初め、9月24日日曜日には、駅や沿線の地域資源を活用したアトラクションを楽しんでいただく「御嵩あかでんランド」の開催のほか、この秋には、やおつトンネルを利用した本町、可児市、八百津町の観光や史跡などをめぐる日帰りモニターツアーを予定しております。また、地域内の利用促進につきましても、町内小・中学校家庭教育学級による夏休みに家族と一緒に乗る取り組みや、議員の皆さんによるノーマイカーデーでの登庁時の御利用など、多くの関係者が名鉄広見線の活性化に取り組んでいただいております。

名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の平成28年度年間利用者状況は88万9,000人との報告を名古屋鉄道株式会社から受けしております。これは平成27年度との比較で99%、8,000人減少ではありますが、平成26年度と比較しますと101%、9,000人増加しており、下げどまりの感が見られます。これからは、この利用者数をいかに維持し、どのように上乗せをしていくかをテーマとし、さらなる取り組みを進めてまいります。

今年度は、3期目の名鉄広見線活性化計画の中間年であり、平成31年度以降の運行の枠組みを検討していく重要な年であります。現在、本町と可児市の全域を対象とした住民アンケート調査や、主要な利用者である高校生を対象としたアンケート調査を実施しているところですが、その調査結果や、名鉄広見線活性化協議会を初め関係機関との協議を踏まえ、今後の方針を探ってまいります。

近年、障害者を支援するための法律が相次いで整備され、障害者を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、本町では、第2期御嵩町障がい者福祉計画及び第4期御嵩町障がい福祉計画に基づき、障害者の自立支援や社会参加の推進など、障害福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めております。

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画であります。一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけの計画であります。この2つの計画が最終年度となり、現在見直しを行っております。見直しを行うに当たり、両計画の最終年度が同じで、新たに障がい児福祉計画を定める必要が出てきたことから、平成30年度以降の計画は、障害

者施策に係るこれら3つの計画を一体として策定することといたしました。

本町の障害者数はここ数年横ばいではありますが、自立支援給付・障害児通所サービスを受給している人は増加傾向となっております。また、平成28年度の自立支援給付費等の決算額は、事業が開始された平成21年度に比べ、約82%の増額となっております。障害者、障害児ともに障害福祉サービスの必要性が今後も大きく見込まれるところであります。

現在、身体障害者手帳などをお持ちの方を中心にアンケートを送付させていただき、現状を把握するとともに、御意見などをいただいているところであります。この結果を参考に、また現計画の成果や課題なども検証し、次期計画に反映させていきたいと思っております。障害者施策をさらに充実させ、障害者の自立と安心した暮らしを支え、障害のある人もない人も全ての人がともに生き、ともに安心して暮らせる共生社会を目指すためのよりよい新計画を策定したいと思っておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業改善等への対応も求められている中、教員の長時間労働の改善が課題となっております。国や県では、教職員が子どもたちと向かい合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる教育現場の環境を確保するため、その方策を検討し、時間外勤務の縮減など、教職員の勤務環境の改善に取り組んできました。しかしながら、教職員の勤務環境が飛躍的に改善することはなく、時間外勤務手当という概念がないことから、いわゆるブラック企業と同列に語られることもありました。

こうした中で、本町では、教育委員会が主体となって、教職員の働き方改革プラン2017御嵩町版を平成29年8月1日付で策定し、教職員の長時間勤務の解消のため、正確な時間の把握と長時間勤務職員の指導、ICTを活用した校務支援システムの導入、中学校部活動における練習時間や休養日の設定等を着実に実行することといたしました。今後は、各学校と一体となった事業及び事務の効率化をより一層図り、教職員の負担の軽減を進めてまいります。

今回提案いたします平成29年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、普通交付税の額の決定による5,455万9,000円のほか、前年度の決算を受けて繰越金3,162万4,000円などを増額計上しております。

次に歳出であります。誘致企業奨励金として1,575万4,000円、Jアラートの機能強化を図るため受信機の更新事業として183万6,000円、城址公園にトイレを整備する事業費として1,512万円、財政調整基金積立金7,581万3,000円、庁舎整備基金積立金3,241万8,000円などを増額計上しております。

そのほか、地方債及び債務負担行為の補正も行い、補正予算額は歳入歳出ともに1億3,487

万 1,000 円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、平成 28 年度の決算認定 7 件、人事案件 1 件、予算関係 5 件、条例関係 2 件、その他議決を求める案件 2 件、報告案件 1 件、都合 18 件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 伏屋光幸君、5 番 高山由行君の 2 名を指名します。

会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 8 月 4 日の議会運営委員会において、本日より 9 月 26 日までの 20 日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 26 日までの 20 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、常任委員会所管事務調査報告書、例月現金出納検査の結果について、平成 29 年 5 月分から平成 29 年 7 月分までの報告であります。以上の 3 件が議長宛てにありましたので、その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第 12 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第 12 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。先ほど町長が挨拶の中で大分触れられましたので、若干重複することがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

諸般の報告つづりの 1 ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、去る 8 月 10 日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次の 2 ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3 ページから 6 ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりへ参りまして 16 ページをお開きください。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、平成 28 年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり 1 億 5,162 万 5,000 円の黒字であり、該当なしであります。次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も、右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと 5 億 8,186 万 4,000 円の黒字のため、この比率についても該当いたしません。

17 ページをお願いいたします。

総括表の③でございます。実質公債費比率の算出経過であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。

中段の右端に掲載してありますとおり、平成 26 年度から 28 年度の 3 カ年の平均で 7.1% であり、早期健全化基準である 25% を下回っております。昨年報告しました平成 27 年度の比率は 7.3% であり、0.2 ポイントの改善を示しております。3 カ年平均では比率が少し改善しておりますが、中段の表の単年度ごとの実質公債費比率をごらんいただくと、平成 27 年度の 6.80793 から平成 28 年度の 7.09383 へと少し悪化しております。主な理由としましては、表の左上、①元利償還金が平成 27 年度の 4 億 1,500 万円から 4 億 2,600 万円へと 1,100 万円ほど増加したことによるものでございます。単年度の数値が悪化した一方で 3 カ年平均が改善をしていますのは、平均値対象外となった平成 25 年度の単年度の数値 7.70611 より平成 28 年度の単年度数値のほうが低かったため、平均値を押し下げたものであります。

18 ページをお願いいたします。

総括表の④です。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。

算出経過を掲載しておりますが、右下の欄にあるとおり、平成 28 年度の将来負担比率はバーということで、将来負担比率の算定が始まった平成 19 年度以降、初めてバー表示となりました。改善の要因としましては、表の上段、将来負担額の地方債現在高は 52 億 5,000 万円で、前年度から 4 億 6,500 万円ほどふえております。このことは数値の悪化要因ではありますが、今回の地方債の増額の主な要因となった防災センターの借入金等については 70% の交付税措置があり、借入金 4 億 1,900 万円については、左上の地方債残高に数値が計上されると同時に、その 7 割分が、中段の表、充当可能財源の一番右側、基準財政需要額算入見込み額に算入され、計算の上では相殺されています。また、中段の充当可能財源の一番左側、充当可能基金についても前年度より 4 億 5,000 万円ほど増加しており、全体的には充当可能財源等の総額が大きくふえたことにより、比率の改善がなされたものでございます。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をしますので、16 ページへお戻りください。

公営企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算制の原則があります。公営企業会計の赤字や借金が膨らみ一般会計に大きな影響を及ぼさぬよう、個々の収支を事前にチェックするため、資金不足比率が定められています。

平成 28 年度水道事業会計は 2 億 9,420 万 3,000 円、下水道特別会計は 2,768 万 9,000 円と、それぞれ剰余金を計上しており、資金不足は発生しておりません。

最後に、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年、これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民へ公表をするものであります。

以上で報告第 12 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第 1 号から認定第 7 号までと、議案第 52 号から議案第 61 号までと発議第 1 号をあわせ、18 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 18 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

決算認定関係です。

認定第 1 号 平成 28 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、認定第 1 号 平成 28 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっております。平成 28 年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定と伺っておりますので、私からの説明は決算全体の概要説明とさせていただきます。

初めに、決算書の 109 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。平成 28 年度の歳入総額は 88 億 9,351 万 2,476 円、歳出総額は 87 億 3,181 万 1,954 円となり、歳入歳出差引額は 1 億 6,170 万 522 円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が 1,007 万 6,000 円ありますので、差引実質収支額は 1 億 5,162 万 4,522 円となりました。昨年度と比較し、額にして 3,330 万 7,614 円の減、率にしてマイナス 18%となっております。

次に 195 ページから最終ページの 204 ページまでは、財産に関する調書であります。公有財産や基金などの平成 28 年度中の増減をお示ししておりますので、後ほどのお目通しをお願いするものでございますが、このうち土地及び建物につきまして、昨年度と大きく集計方法を変更し、数値が変わっておりますので、少し説明を加えさせていただきます。

195、196 ページをごらんください。

28 年度決算より、統一的な基準による新地方公会計制度に基づく財務処理等の公表に向け、現在準備を進めているところであります。この新たな地方公会計では、企業会計の概念、すなわち複式簿記による経理が求められ、保有する資産、とりわけ固定資産については減価償却費の算出のため、一定のルールに基づき、財産ごとに整理する作業を進めてまいりました。

これまでの固定資産につきましては、前年度の決算数値に当該年度の異動、増減の差を記録することで管理してまいりましたが、今回の固定資産の整理作業に当たって、町が保有する税情報から所有者が御嵩町名義のものを抽出し集計したところ、昨年度までの数値と大きく乖離することが判明いたしました。この誤差、要因について調査検討した結果、直近の税情報をもとに作成した固定資産台帳のほうがより正確性が高いと判断し、さらにデータと公図や航空写真等との照合も行い整理した結果が、ごらんいただいている表となります。

増減理由は、財産台帳への記載漏れや、公簿面積と実測面積の差など、個々さまざまな要因が推測できますが、この増減の中で平成 28 年度中に真に異動したものとしましては、普通財産の原野・雑種地その他の中に、顔戸字西之野に所有していた土地の払い下げ 105 平方メートルの減と、同じ項目で、上恵土地内の位置指定道路の寄附に伴う 199 平方メートルの増の 2 件が含まれております。

また、昨年度末に竣工した防災コミュニティセンター952 平方メートルにつきましては、消防団詰所も併設する複合施設ではありますが、コミュニティ施設としまして行政財産の公共財産その他の施設に分類しております。次年度以降も、土地につきましては税情報に基づいて集計した調書をお示しさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

その下、(2)の物件で、伏見地内において私有地の一部を町道認定しました関係上、地役権を設定しましたので、新たに財産として計上しております。現在進めております地籍調査事業において整理が完了した後、解除の予定でございます。

199 ページをお願いいたします。

表の一番下に、物品（下水道特別会計分）として公用車 1 台が上がっております。この公用車については以前より所有しておりましたが、記載漏れが判明しましたので、今回計上させていただきました。申しわけございませんでした。公有財産の管理につきましては、地方公会計制度導入の根幹をなすものでありますので、引き続き管理徹底について周知・指導をしてまいります。

それでは資料をかえまして、別冊の表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書での説明をさせていただきます。黄色い表紙の資料でございます。

1 ページ、2 ページで、一般会計、特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、88 億 9,351 万 2,476 円です。対前年度 3 億 1,187 万 1,613 円の減、率にしてマイナス 3.4%となりました。

それでは、前年度決算額と比較しまして増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明をいたします。

最初に、款 06 地方消費税交付金です。前年度と比較し 2,800 万円ほど減額となっておりますが、これは地方消費税収入そのものが減収であったことから、市町村へ配分される交付金も減となったものでございます。

款 10 地方交付税は、普通分で 6,100 万円ほど減額となっており、特別分と合わせ約 7,000 万円の減額。

款 12 分担金及び負担金は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金の減額分が 4 億 2,000 万円ほど、それから平成 27 年度まで公立保育所の保育料をこの科目で受けておりましたが、28 年度からは使用料及び手数料で受けることとしましたので、その影響が 6,000 万円ほど、全体では約 4 億 9,100 万円の減額となっております。

款 13 使用料及び手数料は、先ほどの公立保育所の保育料をこちらの科目で受けることとしたことにより、約 5,300 万円の増額。

款 14 国庫支出金は、亜炭鉱関係の補助金、特殊地下ごう等対策事業補助金、路面陥没対策事業に係る防災・安全交付金の減額により、全体で約 6,300 万円の減額。

款 15 県支出金は、防災コミュニティセンターに整理したグリーンニューディール基金事業補助金約 2,600 万円を含め、全体では 2,700 万円の増額となっております。

下から 2 段目、款 21 町債は、防災コミュニティセンター建設に充てました消防債約 4 億 2,000 万円の借入れが影響しまして、全体で 3 億円ほどの増額となりました。

なお、6 ページの左端、表全体の中ほどになりますが、収入未済額の合計額を掲載しております。その額 1 億 556 万 844 円、前年度は 1 億 1,286 万 7,064 円でしたので、730 万円ほど減少しております。

7 ページ、8 ページの歳出決算について御説明申し上げます。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は 87 億 3,181 万 1,954 円となりました。前年度と比較して 2 億 4,781 万 2,999 円の減、率にしてマイナス 2.8%となりました。

歳出につきましても、前年度決算と比較しまして増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明していきます。

款 02 総務費は、庁舎整備基金等の積立金が約 1 億 2,000 万円の減となりましたので、ほぼ

同額が減額としてあらわれております。

款 03 民生費は、臨時福祉給付事業費や障害者自立支援給付費などの増により、1億1,000万円ほどの増額。

款 06 農林水産業費は、農業関連の補助金の減や土地改良事業費の減などにより、全体で3,000万円ほどの減額。

款 08 土木費は、県道改良事業負担金や道路維持工事費はふえたものの、長岡雨水幹線工事の完了、下水道特別会計への繰出金の減により、全体では約6,400万円の減額。

款 09 消防費は、防災コミュニティ複合施設の整備事業費の増により、約3億9,400万円の増額。

款 11 災害復旧費は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の工事費の大幅な減により、約5億6,100万円の減額。

次に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。

個人番号カード関連事務や顔戸橋の耐震補強補修工事、それから木下橋の補修工事、臨時福祉給付金交付事業の4事業を明許繰越したことから、総額6,123万929円を平成29年度へ繰り越ししました。

ページを飛びまして21ページをお願いいたします。この21ページから26ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次の27ページをお願いいたします。このページから32ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次、33ページから38ページは、人件費等の明細表でございます。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬支払いの対象者の内訳を記載しております。

39、40ページにつきましては、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次の41ページは、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに残高の推移を載せております。

一般会計では、防災コミュニティセンター建設事業費に充てました消防債の借入額が大きく、年度末残高は52億5,420万5,000円、前年度より約4億6,500万円、率にして9.7%の増となりました。下水道特別会計は、28年度末の現在高54億5,715万8,000円、前年度と比較しまして約2億3,700万円、率にして4.2%の減となりました。一般会計、下水道特別会計を合わせて全体では約2億2,800万円、率にして2.2%の増となっております。

42ページは、地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況

をお示ししております。

43 ページは、地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、特定目的のため設置された定額運用基金の平成 28 年度における運用状況の報告であります。2 つの基金とも、利息の積み増しによる増額のみとなっております。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1 年間の予算執行状況がわかるように、係単位で歳入歳出の主なものを掲載しております。

また、この後、御報告がいただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、あわせてお目通しをお願いしたいと思います。

以上で認定第 1 号 平成 28 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

認定第 2 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号について御説明いたします。概略の説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、認定第 2 号 平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明いたします。

国民健康保険の平成 28 年度末の被保険者数は 4,577 人、世帯数は 2,726 世帯で、社会保険の適用拡大等により減少傾向であります。保険給付費を被保険者数で割った平均 1 人当たりの医療費ですが、平成 28 年度は約 33 万 2,000 円でした。平成 27 年度は 32 万 7,000 円、平成 26 年度が約 29 万 6,000 円でしたので、こちらは増加の傾向であります。

それでは、決算書の中ほど、138 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が 25 億 2,572 万 635 円、歳出総額が 24 億 4,203 万 2,115 円となり、実質収支額は 8,368 万 8,520 円であります。

次に、財産に関する調書ですが、決算書の 201 ページをお願いいたします。⑨の国民健康保険基金は、平成 28 年度中に 5,400 万 1,512 円の積み立てを行いましたので、年度末現在高は 8,427 万 5,745 円となっております。

次に、別とじの黄色の表紙の平成 28 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書

の9ページをお願いいたします。

国保特別会計の歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず歳入の1番目、款01国民健康保険税ですが、歳入済額が4億9,046万5,046円で、対前年度比1,922万7,060円の減となっています。これは被保険者数の減少や、制度改正により軽減判定の見直しなどによるものと考えております。

国保税の収納状況につきましては、23ページをお願いします。一番下の段の国保税の部分ですが、収納率は、医療、介護、後期高齢者支援分の現年度分と滞納繰越分合計で全体の収納率は73.1%でした。対前年度比で1.3%の増となっています。

9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損についてですが、合計で136件676万1,590円を不納欠損処分といたしました。この結果、収入未済額は昨年度より1,886万8,136円減り、1億7,367万8,553円になりました。今後も滞納整理のさらなる強化や強制処分など、被保険者間の公平を保ち、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款03国庫支出金は4億2,304万3,513円で、主なものは療養給付費等負担金や財政調整交付金であります。前年度と比べ6,002万5,042円、12.4%の減となりました。

続きまして、款04療養給付費交付金は6,810万6,000円で、対前年度673万6,000円、9.0%の減となりました。

続きまして、款05前期高齢者交付金は6億6,695万7,616円で、対前年度5,167万576円、8.4%の増となりました。

続きまして、款07共同事業交付金は5億1,749万4,780円で、対前年度1,836万9,453円、3.4%の減となりました。

次に11ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は15億1,972万8,762円で、歳出全体の62.2%を占めております。対前年度で5,223万6,632円、3.3%の減となりました。これは被保険者数の減少及び診療報酬改正により薬価の価格引き下げの影響と考えられます。

款06の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものです。対前年度比で6.6%減の9,819万5,948円となりました。

款07の共同事業拠出金は、対前年度で2.7%減の4億4,587万3,753円となっています。

款08の保健事業費は、健診受診者の増加と、今年度より開始した未受診者への電話勧奨事業などにより、対前年度9.6%増の1,469万7,016円となりました。

款09の基金積立金は、今年度は基金への積み立てを行いました。昨年度は積み立てを行い

ませんでしたので、対前年度で5,400万858円と大幅増となっています。

主なもののみ説明しましたが、後ほど資料のほうをお目通しのほどよろしく願いいたします。

次に、認定第3号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度から開始され、岐阜県の広域連合で運営されており、各市町村では、保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口を行っております。平成28年度末の御嵩町の加入被保険者数ですが2,599人、平成27年度末の被保険者数と比べ45人の増加となっており、毎年増加している状況であります。

それでは、決算状況としまして、決算書の151ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。平成28年度の歳入総額は1億9,891万6,855円、歳出総額は1億9,269万1,119円で、実質収支額は622万5,736円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色表紙の決算に関する説明書13ページをお願いいたします。

まず総括表の上段、歳入ですが、款01保険料は、収入済額1億3,523万4,900円、歳入予算の68%を占めています。収入未済額は143万7,100円です。収納率については、25ページの上から2段目をごらんください。後期高齢の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は98.9%と、昨年度に比較して0.2ポイント減少しました。

13ページにお戻りください。

款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からのものを合わせて、収入済額5,358万1,485円、歳入予算全体の26.9%を占めています。

次に、同じページの下段の歳出です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額1億8,580万6,052円は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、歳出予算全体の96.4%、支出のほとんどを占めております。

主なもののみ説明しましたが、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願います。

最後に、認定第4号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

この決算についても概略のみ説明しますので、よろしく願いいたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成28年度の状況を説明いたします。

年度末時点での第1号被保険者数は5,442人で、昨年より95人ふえております。こちらには住所地特例者を加味しております。また、要介護認定者数は922人で、昨年度比8人の増で

あります。要介護認定率は16.9%と、0.2%減少しました。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明に入ります。

決算書の170ページ、実質収支に関する調書をお願いします。歳入総額が16億4,546万2,899円、歳出総額が16億2,897万7,736円となり、実質収支は1,648万5,163円となりました。

それでは、決算について説明しますので、黄色表紙の決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

歳入の初め、保険料ですが、収入済額3億5,095万4,470円、不納欠損額266万8,580円、収入未済額が768万7,220円となっております。収納率につきましては、25ページの上から3段目をごらんください。介護保険の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は97.1%と、昨年度と比較して増減はありませんでした。

15ページにお戻りください。

款03の国庫支出金3億6,661万9,709円は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%と、調整交付金5%相当の負担金です。

款04の支払基金交付金4億2,960万6,126円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として介護給付費の28%の負担分です。

款05の県支出金2億4,422万356円は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%の負担分です。

款06の繰入金2億2,443万1,359円は、介護給付費の12.5%と事務経費分になります。

歳入合計では、対前年度1億1,149万1,250円、7.3%の増となっております。

次に、歳出について説明します。

款02の保険給付費は14億8,216万7,678円で、歳出全体の91%を占め、対前年度8,660万4,907円、6.2%の増となっております。介護サービス受給者数は延べ人数で合計1万335人と、前年度より930人、9.9%増加しております。

款03の基金積立金は4,000万円で、対前年度1,500万円の増となりました。

款04諸支出金は、対前年度比1,956万6,071円増の4,444万9,127円となりました。

款05の地域支援事業費4,108万9,411円は、各種介護予防事業、高齢者の生活サポートや支援サービスなど、包括的支援事業などに支出をしております。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。

サービス事業勘定は、介護認定者のうち要支援1及び2の方の介護相談や介護予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

決算書の179ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が759万7,397

円、歳出総額が 565 万 629 円となり、実質収支額は 194 万 6,768 円となりました。

続きまして、黄色表紙の決算に関する説明書の 17 ページをお願いいたします。

歳入の款 01 サービス収入 559 万 6,500 円は、介護予防プラン作成 1,276 件分で、昨年度より 13 件ふえています。

次に歳出です。

款 01 事業費 278 万 1,750 円は、介護予防プラン作成をするための日々雇用職員の賃金と、介護支援事業者への一部プラン作成を委託している分などです。

款 02 諸支出金 286 万 8,879 円は、保険事業勘定へ繰り出しして地域支援事業費に充てております。

こちらにつきましても主なもののみ説明しましたが、ほかの資料もありますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で認定第 2 号、第 3 号、第 4 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

認定第 5 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 28 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、認定第 5 号及び認定第 6 号について説明をさせていただきます。なお、2 件とも、この後、常任委員会に付託されることとなっておりますので、概略の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

最初に、認定第 5 号 平成 28 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

まず初めに、下水道事業の状況を説明させていただきますと、平成 28 年度末で下水道の処理区域面積は 545 ヘクタール、処理区域内の水洗化世帯数は 4,074 世帯で、27 年度末より 85 世帯の増となっております。

それでは、歳入歳出決算書つづりの 194 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額が 9 億 107 万 4,809 円、歳出総額が 8 億 6,994 万 6,164 円、差引額が 3,112 万 8,645 円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が 344 万円ありますので、実質収支額は 2,768 万 8,645 円となりました。

続いて、別冊の黄色い表紙、決算に関する説明書をお願いいたします。こちらの 19 ページ、20 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算総括表でございます。歳入の主なものにつきまして、(C) の収入済額、次のページの対前年度増減額、増減理由を説明させていただきます。

款 01 の分担金及び負担金は、主に受益者負担金で、収入済額 901 万 967 円でございます。新規賦課対象区域が少なかったため、対前年度 264 万 9,555 円の減額となりました。平成 20 年度賦課分につきまして 2 万 2,800 円の不納欠損処分をいたしました結果、受益者負担金の収入済額は 49 万 7,600 円となりました。

款 02 の使用料及び手数料は、主に下水道使用料になりますが、収入済額 1 億 9,256 万 7,415 円ございました。下水の接続世帯数の増等によりまして 70 万 5,403 円の増額となっております。

款 03 の国庫支出金は、下水道整備に伴います国の補助金 6,494 万円で、事業量の減によりまして前年度より 56 万円の減額となっております。

2 行飛びまして、款 06 の繰入金は、一般会計繰入金は減額となったものの、基金から 4,000 万円を繰り入れたことから 4 億 8,724 万 6,000 円となり、対前年度 276 万 6,000 円の増額となっております。

その下、款 07 の繰越金は 1,543 万 6,836 円で、1,374 万 6,114 円の減額。

その下、款 08 の諸収入は 1,307 万 3,709 円で、流域建設事業負担金過年度調整金還付によりまして 1,280 万 1,538 円の増額。

その下、款 09 の町債は、下水道事業債で 1 億 1,800 万円を借り入れ、対前年度比で 3,450 万円の増額となりました。

以上、歳入合計は 9 億 107 万 4,809 円となり、前年度と比較しまして 3,328 万 8,113 円の増額となりました。

次に、歳出の主なものについて、(B) の支出済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款 01 の下水道事業費は、支出済額 3 億 9,042 万 8,038 円です。事業量の増などによりまして対前年度 1,362 万 1,896 円の増額となりました。また、6,722 万円を翌年度に繰り越ししております。

1 行飛びまして、款 03 の公債費は、下水道事業債の償還金で、元金及び利息、償還を合わせまして 4 億 7,951 万 7,244 円で、607 万 567 円の増額でございます。平成 28 年度中の借入額、償還額を足し引きした平成 28 年度末の地方債残高につきましては、先ほど一般会計でも説明ございましたけれども、54 億 5,715 万 8,000 円となりまして、平成 27 年度末より 2 億

3,744万5,000円の減少となっております。明細につきましては、この説明書の41ページに記載してありますので、後ほどお目通しのほうをお願いしたいと思います。

以上、歳出総額は8億6,994万6,164円となり、対前年度比で1,759万6,304円の増額となりました。

以上で認定第5号 平成28年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について説明を終えさせていただきます。引き続き、別冊の平成28年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いいたします。

認定第6号 平成28年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分の議決並びに同法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

それでは初めに、平成28年度水道事業の概要を御報告いたします。

決算書の14ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)事業量でございます。28年度数値と対27年度比較の数値を報告いたします。

番号1の給水人口は1万8,484人で、160人の減少でございます。2の給水件数は6,451件で、56件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は207万1,651立方メートルで、垂炭廃坑への充填量が減少したことなどによりまして2万5,978立方メートルの減少となっております。これに係ります7の年間有収水量は193万7,398立方メートルで、1万3,562立方メートルの減少でございます。これによりまして8の年間有収率は93.5%で、0.5ポイントの増となっております。ちなみに、平成27年度末の数値ではございますが、県内の市町村の平均有収率は79.8%でございます。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

28年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。区分、決算額について説明をいたします。初めに、1の収益的収入及び支出を御説明申し上げます。

収入でございます。

第1款水道事業収益の決算額は6億1,754万6,047円です。このうち第1項の営業収益は4億8,585万6,235円で、主には水道使用料の収入でございます。第2項営業外収益は1億3,081万9,364円で、主な収入としましては、国庫補助金や工事負担金等を長期前受金として負債計上した額に対する減価償却見合い分が営業外収益に含まれていることによるものでございます。第3項の特別利益87万448円は、固定資産の売却益によるものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用の決算額は5億3,819万2,156円でございます。このうち第1項の営業

費用は、県水受水費、水道施設の修繕費、受託工事費、減価償却費など合わせまして5億3,348万1,793円を支出しております。第2項の営業外費用は470万9,283円で、企業債の支払い利息が主な内容となっております。第3項の特別損失は、手数料の1,080円がございました。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出で、主に建設改良に関する支出になります。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億561万9,552円となりました。このうち第1項の出資金は4,860万円で、上之郷未普及地域解消事業分と水道管路耐震化事業分に対しまして一般会計からの出資金でございます。第2項の負担金は、給水申込金と工事負担金で1,651万7,750円となりました。第3項の国庫支出金は、上之郷未普及地域解消事業分と水道管路耐震化事業分で3,977万5,000円でございます。第4項の固定資産売却代金は、固定資産を売却した際の台帳価格分になります。

次に、支出でございます。

第1款の資本的支出の決算額は2億8,129万2,029円でございます。このうち第1項の建設改良費は2億6,120万7,141円で、主なものとしまして、上之郷未普及地域の解消事業関連と、水道管路耐震化事業関連の工事費でございます。第2項の償還金は2,008万4,888円で、企業債元金償還金でございます。

欄外の財源補填説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,567万2,477円は、過年度分損益勘定留保資金6,091万1,826円、当年度分損益勘定留保資金8,091万5,663円、減債積立金2,008万4,888円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,376万100円で補填いたしました。

次に5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま説明させていただきました水道事業収支によりまして、平成28年度の純利益は下から4段目に記しました6,546万6,053円となりました。これに前年度繰越利益剰余金3,636万9,179円とその他未処分利益剰余金変動額2,008万4,888円を合わせた当年度未処分利益剰余金は1億2,192万120円となりました。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

7ページをお願いいたします。

損益計算書にて説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、6,546万6,053円を減債積立金に積み立て、2,008万4,888円を資本金へ組み入れることとするものでございます。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として決算の概況、改良工事の概況、決算明細書等を掲載しております。

18ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。28年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したものでございます。一番下段の期末残高3億6,034万3,019円が、8ページの貸借対照表中の現金預金の残高と合致するものでございます。

また、別紙といたしまして、平成28年度の未収金、未払い金の内訳を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で認定第6号平成28年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

認定第7号平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

認定第7号平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

可茂広域行政事務組合は本年3月31日をもって解散しましたが、地方自治法第292条において準用します地方自治法施行令第5条第3項の規定により、当該組合の構成団体それぞれの議会において決算の認定をお願いするものであります。

別冊、白色の表紙の平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして1ページですが、歳入予算現額5,440万7,000円、歳入決算額5,440万962円、歳出予算現額5,440万7,000円、歳出決算額5,440万962円、歳入歳出差引額ゼロ円であります。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入について、4ページでは歳入歳出決算書の歳出について、6ページでは会計別決算総括についてそれぞれ記載をしておりますが、歳入歳出決算につきましては歳入歳出決算事項別明細書にて説明しますので、10ページをお開きください。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金、収入済額47万9,000円は、構成団体である市町村及び一部事務組合からの負担金であります。

第2款財産収入、収入済額5万9,018円は、組合の管理する基金の運用益であり、可茂ふる

さと基金利子と財政調整基金利子であります。

第3款繰入金、収入済額5,241万8,051円は、解散に伴う財産処分をするために、財政調整基金及び可茂ふるさと基金の全額について繰り入れを行いました。

第4款繰越金、収入済額144万4,865円は、平成27年度からの繰越金であります。

第5款諸収入、収入済額28円は、通帳にて管理を行ってきた預金利子であります。

14ページをお開きください。

歳出につきまして、第1款議会費、これは可茂広域行政事務組合議会の解散に伴う経費の支出であります。支出済額は18万8,000円となっております。これは議会解散に伴う議員報酬や需用費のほか、償還金として解散に伴う歳計現金分配金であります。

第2款総務費は、組合の一般管理費と広域行政の企画に伴う支出であります。支出済額は5,421万2,962円であります。

第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額は5,414万4,000円となっております。これは組合の監査委員や公平委員会委員の報酬のほか、償還金として解散に伴う財政調整基金分配金及び歳計現金分配金と、国庫負担金等返還金といたしまして可茂ふるさと基金の岐阜県への返還金であります。

第2目企画費、支出済額は6万8,962円であります。これは会議の解散に伴う経費のほか、償還金といたしまして解散に伴う歳計現金分配金であります。

16ページをお願いいたします。

第3款公債費、支出済額はゼロであります。

第4款予備費、当初予算が10万円でありましたが、この全額を解散に伴う歳計現金の分配に資するため、14ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第1目の償還金、利子及び割引料に充当いたしました。

18ページには実質収支に関する調書を、19ページには財産に関する調書を記載しております。

1枚めくっていただき、そこからは歳入歳出決算実績報告書となっております。

なお、御嵩町の監査委員によりまして決算審査意見書を意見書つづりにて提出しておりますので、あわせてお目通しください。

以上で認定第7号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開いたします。

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 加藤保郎君。

監査委員（加藤保郎君）

それでは、平成 28 年度決算審査意見書つづりをお願いします。

1 ページをよろしくをお願いします。

御監第 28 号、平成 29 年 8 月 18 日、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく加藤保郎。

平成 28 年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 28 年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

記 1. 審査の概要、(1) 審査の対象、平成 28 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成 28 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等、平成 29 年 8 月 8 日火曜日、9 日水曜日、10 日木曜日、場所は役場の第 2 委員会室でございます。

(3) 審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかに主眼を置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により関係職員の説明を聴取するなど慎重に審査した。

2. 審査の結果、平成 28 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

(1)総括については、お目通しをお願いします。

(2)意見、共通事項。

審査実施において、決算書及び主要な施策の成果に関する説明書により説明を求めているが、適正な審査を実施するために以下の点を注意願いたい。主要な施策の成果に関する説明書においては、例年どおりに記載するだけでなく、決算書の補足説明、決算年度における施策の成果を説明する資料であることを念頭に置き作成をお願いしたい。特に国・県補助事業などは、歳入に対して歳出の内訳を明確にするよう記載を工夫し、わかりやすい説明に心がけていただきたい。当日に調書の訂正や決算書の説明が明確になされないことが見受けられた。事前によく担当課内で確認し、的確な説明をされるようお願いしたい。

収納管理について。

平成 27 年度末収入未済額と平成 28 年度滞納繰越分調定額が一致しているか、また現金収納後の滞納額と滞納整理簿の滞納額が一致しているかを資料の提示を求め確認した。町民税個人分、固定資産税、国民健康保険税において不一致となるものが見受けられたが、いずれも理由が明確であった。今後も厳正な収納管理事務に努められたい。

不納欠損処理について。

一般会計及び特別会計の不納欠損額については 1,619 万 4,712 円で、前年度に比べ 218 万 1,557 円増加（15.6%）している。受益と負担の公平性の観点から、そこに至るまでに今後も一層厳格な収納事務に努められたい。

契約事務について。

契約事務は、町の事業を実施する上で重要な事務である。会計規則、契約規則、工事の監督及び検査要領等の規定を踏まえた契約等事務の手引に基づき契約事務を履行しているが、この事務が適正になされているか、平成 28 年度の契約に係る台帳、必要書類、決算数値との整合等を確認したところ、以下の点で不適切と思われる事例が見られた。監督員の通知漏れ、支出負担行為の起票のおくれ、契約書の公印押印漏れ、帳票物の入札日等の日付漏れ、請求書に記載する検査完了確認記載及び押印漏れ、特に契約台帳は契約事務を管理する上で重要なものであるが、記載漏れ、誤記載など不備が多くあった。また、決算審査の直前になり作成されているように見受けられた。

今後、契約台帳は、契約規則の規定、契約等事務の手引に即した事務処理に努めるとともに、決算審査のためにのみ作成することのないようにされたいし、いつでも閲覧できるよう適正に保管されたい。また、記載漏れ、誤記載などがなく十分確認を行うなど、一層の適正な契約事務処理に努められたい。

各課に対する意見以下につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして7ページをお願いします。

御監第29号、平成29年8月18日、平成28年度定額資金運用基金審査意見書、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

地方自治法第241条第5項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要、この定額資金運用基金審査は、平成29年8月8日、町長から提出された土地開発基金及び国民健康保険高額医療資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果、審査に付された土地開発基金及び国民健康保険高額医療資金貸付基金の運用状況を示す書類は、総務省令で定める様式を基準として適正に作成されているものと認められた。

続きまして8ページをお願いします。

水道の決算審査関係であります。

御監第30号、平成29年8月18日、水道事業、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

平成28年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要、(1)審査の対象、平成28年度御嵩町水道事業会計決算。

(2)審査の期日等、平成29年8月10日木曜日、場所は役場第2委員会室であります。

(3)審査の手続、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を関係職員の説明も聴取し慎重に審査した。

2. 審査の結果、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

続きまして11ページをお願いします。

御監第34号、平成29年8月18日、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 永瀬俊一、加藤保郎。

決算審査意見について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見。

1. 審査の対象、平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算。
2. 審査の期日、平成 29 年 8 月 8 日火曜日。
3. 審査の方法、審査に当たっては、平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに歳入歳出決算実績報告書について、関係帳簿、証明書類等と照合を行い、あわせて関係職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行の適否についての審査を行った。
4. 審査の結果、審査に付された平成 28 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳簿等によって照査した結果、計数は適正であるものと認めた。

審査の概要については次のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

議長（山田儀雄君）

審査結果の報告、御苦労さまでした。

続いて、人事案件について、議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり 4 ページをお願いいたします。

平井信吉さんは、平成 25 年 4 月から教育委員を務めていただいております、この 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。生年月日は昭和 39 年 1 月 11 日、住所は御嵩町中切 1341 番地 4、任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 4 年間です。

資料つづり 1 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について御説明をいたします。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙でございますが、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の補正は、既決予算額に 1 億 3,487 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 68 億 6,962 万 2,000 円とする旨規定しております。

第 2 項で、各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 4 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によることを、第 2 条では債務負担行為の補正を、第 3 条では地方債の補正について規定しております。

債務負担行為の補正について御説明しますので、5 ページ、第 2 表 債務負担行為補正をお願いいたします。

本補正予算におきまして 2 件の債務負担行為の追加をお願いするものです。

1 つ目が、計画終了年度が平成 30 年度となっている地域福祉計画について、平成 29 年度、30 年度の 2 カ年をかけて平成 31 年度から 35 年度までの 5 カ年計画を策定するため、予定事業費 300 万円のうち、平成 30 年度分として 210 万円を設定させていただくもの。

それから 2 つ目につきましても、平成 30 年度に計画年度が終了する健康増進計画・食育推進計画について、2 カ年をかけて 5 カ年計画を策定するため、こちらも予定事業費 300 万円のうち、29 年度支出予算額を差し引いた 230 万円を平成 30 年度の限度額として債務負担行為の設定をお願いするものです。

6 ページに参りまして、第 3 表 地方債補正で追加を 1 件、変更を 1 件お願いさせていただきます。

新たに消防防災設備整備事業として、限度額 180 万円を追加させていただきます。これは平成 22 年度に整備した全国瞬時警報システム、Jアラートの受信機につきまして、通信、情報量の増大に伴い、広域的な災害時において処理時間の遅延が懸念されることや、機器並びにソフトウェアのサポート期間の終了が近いこと、また新型受信機の性能向上により防災行政無線の自動起動に要する時間の短縮が図られること等から、消防庁より遅くとも平成 30 年度までの機器更新が望ましい旨の助言を受けておりますので、本補正で地方債の補正とともに歳出予算についても追加をお願いするものでございます。なお、起債は、充当率 100%、70%の交付税措置のある緊急防災・減災事業債を見込んでおります。起債の方法、利率、償還方法につき

ましては後ほどのお目通しをお願いいたします。

もう1件、低公害車導入事業につきましては、ハイブリッドワゴン車の購入実績を踏まえ、借入限度額を30万円減額するものです。起債の方法、利率、償還方法につきましては変更はございません。

次に、歳入の補正について説明をいたしますので、9ページをお開きください。

款09 地方特定交付金及び款10 地方交付税は、平成29年度分の交付額確定により、地方特例交付金は144万5,000円、地方交付税は5,455万9,000円の増額です。

款15 県支出金、項01 県負担金、目02 民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴う基盤安定繰出金の変更により、1,059万1,000円の減額。

同じく県支出金の項02 県補助金、目03 衛生費県補助金は、40歳から69歳までの方の大腸がん検診の自己負担分500円を補助する県補助事業の内示により、61万9,000円の追加。

目07 教育費県補助金は、御嵩城址公園内の環境整備事業としてトイレを整備するため、清流の国推進補助金750万円を追加計上しております。

10ページ、款16 財産収入、目02 財産貸付収入は、本年度、入札を取りやめたこけ山について一般に開放するイベントを企画していますが、その入山料として販売するシーズン券、1日券、合わせて20万円を入山料収入として見込んでおります。

款17 寄附金、目01 指定寄附金は、本年度も上恵土地内の大型店舗からレジ袋の売上収益金の寄附をいただきましたので、衛生費寄附金としての13万9,000円を追加。

款18 繰入金、項02 特別会計繰入金は、28年度決算に伴う前年度の繰出金の精算により、国民健康保険特別会計18万7,000円、後期高齢者医療特別会計142万6,000円、介護保険特別会計につきましては632万6,000円の繰入金を計上しております。

11ページ、款19 繰越金は、平成28年度一般会計の決算に伴い、当初予算額と実質収支額との差額3,162万4,000円の増額。

款20 諸収入は、民生費雑入で、平成28年度、広域連合へ支払った後期高齢者医療給付費負担金の精算返還分として1,305万6,000円、28年度分の臨時福祉給付費に対する国庫補助金が29年度に入金されるため、過年度分として2,582万7,000円をそれぞれ追加するものと、保育園児のけがに対するスポーツ振興センター災害共済給付金を15万円増額しております。節04の農林水産業費雑入は、北山の間伐に係る木材売り払い代金と、電力会社より前沢・美佐野地内における線下伐採補償料として58万4,000円の収入がありましたので、その分を増額しております。

款21 町債につきましては、先ほど第3表で御説明したとおりでございます。

12ページからは歳出になります。

款 02 総務費、目 01 一般管理費は、地方債で説明しました低公害車、ハイブリッド車の購入実績により、45 万 2,000 円の減額。

目 05 財産管理費は、現在、町内の企業と町有林の賃貸借もしくは売買の相談を受けておりますが、その価格設定の参考とするため、不動産鑑定をするための手数料 24 万円を増額させていただきます。

目 11 企業立地推進費は、昨年、グリーンテクノ内で創業した事業所に対する誘致奨励金として 1,575 万 4,000 円を追加。

目 16 基金費は、決算剰余金の 2 分の 1 に当たる 7,581 万 3,000 円を財政調整基金へ、本補正予算の歳入歳出の差額に当たる 3,241 万 8,000 円を庁舎整備基金に積み立てるものでございます。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費は、債務負担行為の設定をお願いした地域福祉計画策定に伴う策定委員に対する報酬 3 万 7,000 円と、29 年度分の策定業務委託料 90 万円でございます。

目 02 国保年金事務取扱費は、国保税の本算定に伴い、基盤安定繰出金を 1,412 万 1,000 円減額。

目 05 介護保険費は、28 年度の介護予防事業費繰出金と包括的支援事業費等繰出金の精算による不足額、合わせて 19 万 3,000 円を増額するものでございます。

13 ページ、同じく民生費、項 02 児童福祉費の目 02 児童運営費は、歳入で説明しましたスポーツ振興センターからの災害給付金 15 万円をそのまま増額しております。

款 04 衛生費、目 04 成人保健費は、これも債務負担行為をお願いしました健康増進計画・食育推進計画の策定に伴う策定委員への報酬 2 万 2,000 円と、29 年度分の策定委託料として 70 万円を追加しております。

目 06 環境政策費の 15 万円の需用費は、環境フェアに向けて環境啓発物品を購入するもので、財源内訳のその他 13 万 9,000 円は、上恵土地内の大型店舗からの寄附金を充当しております。

款 06 農林水産業費、目 03 町有林管理費、節 04 共済費は、山林管理員が掛けていた労災保険料につきまして、保険支給の対象外と判定されましたので 10 万 4,000 円の皆減と、節 12 役務費は、こけ山イベント開催に伴う参加者に対する保険料掛金 2 万 4,000 円でございます。

目 05 生活環境保全林費の節 14 使用料及び賃借料は、みたけの森の維持補修のための機械等借り上げ料です。

款 09 消防費、目 04 防災費は、4 月に竣工した防災コミュニティセンターにつきまして、光熱水費の見込み額が低かったため予算不足が懸念されることから、96 万円の増額をお願いするものと、14 ページの節 18 備品購入費は、地方債補正で御説明しました全国瞬時警報システ

ム、Jアラートの受信機購入費 183 万 6,000 円の増額と、防災コミュニティセンターに配備しました庁用自動車の購入実績により 21 万円を減額するものでございます。

款 10 教育費、項 02 小学校費の目 01 学校管理費は、御嵩小学校の体育館について事故防止のための修繕と、御嵩小、伏見小の飲料水滅菌機の修繕料、合わせて 352 万 4,000 円を増額。

項 03 中学校費の目 01 学校管理費は、向陽中学校の小荷物用昇降機と美術室シンクの修繕料として 51 万 9,000 円を増額。

目 02 教育振興費の負補交は、交付税の算定に伴い、共和中学校一般分担金を 3 万 7,000 円減額するものであります。

一番下段、項 04 生涯学習費の目 05 文化財維持費は、清流の国ぎふ県補助金を活用し、御嵩城址公園内にトイレを整備するための設計委託料 226 万 8,000 円と整備工事費 1,285 万 2,000 円、合わせて 1,512 万円の追加をお願いするものです。

15 ページ、項 05 保健体育費、目 01 保健体育総務費は、綱木グラウンドの管理棟の浄化槽漏水修理工事に 93 万 5,000 円を追加させていただいております。

報償等を新たに計上させていただいておりますので、16 ページには給与費明細書を、また 17 ページには債務負担行為に関する調書を、18 ページには地方債の年度末残高見込みに関する調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 53 号、一般会計補正予算（第 3 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 54 号、第 55 号、第 56 号について御説明いたします。

初めに、議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏の 1 ページ目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,228 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 25 億 6,528 万 5,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。

歳入です。

款 01 の国民健康保険税は、本算定による補正となっております。一般・退職合わせて 1,960 万 5,000 円の減額となりました。

次に款 04 療養給付費交付金は、交付金の交付決定に伴い、2,291 万円の減額となりました。

次に款 09 繰入金の保険基盤安定繰入金は、本算定により 1,412 万 1,000 円の減額となりました。

7 ページをお願いします。

款 10 繰越金ですが、平成 28 年度の療養給付費交付金の返還額の確定及び実質収支の確定により、7,870 万 1,000 円の増額となります。

次に款 11 諸収入ですが、平成 28 年度の特健診負担金の精算により、22 万円の増額となります。

続いて、歳出の説明になります。

8 ページをお願いします。

款 02 保険給付費ですが、補正額はありますが、財源内訳が変わっております。

続いて 9 ページをお願いします。

款 03 後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金に支払う金額の決定によるもので、3,410 万 1,000 円の減額となります。

次に款 04 前期高齢者納付金は、納付金額決定により、57 万 5,000 円の増額となります。

次に款 06 介護納付金は、納付金額の決定により 1,279 万 7,000 円の減額となります。

次に款 09 基金積立金ですが、決算余剰金の一部を基金に積み立てるために補正するものです。6,000 万円の増額となります。

10 ページをお願いします。

款 10 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金ですが、これは療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の昨年度の精算によるものです。26 万 1,000 円の増額となります。

次に款 10 諸支出金、項 02 繰出金ですが、これは昨年度の特健診に係る一般会計繰出金の精算により、18 万 7,000 円の増額となります。

最後に款 11 予備費は、収支調整として 816 万円を増額するものです。

以上で議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、薄紫色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 123 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 723 万 3,000 円とするものです。

それでは 4 ページをお願いします。

歳入から説明します。

款 05 諸収入、項 04 雑入は、平成 28 年度保健事業費負担金の精算に伴い、58 万 5,000 円の増額になります。

下の款 06 繰越金は、実質収支確定によるものです。64 万 8,000 円の増額になります。

次に、歳出に移ります。

款 04 諸支出金、項 02 繰出金は、平成 28 年度の事務費及び保健事業に係る一般会計繰出金の精算に伴い、142 万 6,000 円の増額になります。

次に款 05 予備費は、収支調整として 19 万 3,000 円を減額するものです。

以上で議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案第 56 号 平成 28 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算つづりのオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,942 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 8,642 万 3,000 円とし、第 2 項 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 248 万 2,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 868 万 2,000 円とするものです。

それでは、保険事業勘定から御説明しますので、6 ページをごらんください。

款 01 保険料ですが、8 月の本算定賦課によるものです。特別徴収分、普通徴収分を合わせて 1,166 万 5,000 円の増額となります。

次に款 04 支払基金交付金ですが、地域支援事業交付金の過年度分は、平成 28 年度精算により 49 万 5,000 円の増額となります。

次に款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 02 地域支援事業繰入金（介護予防事業）の過年度分は、平成 28 年度精算により 2,000 円を増額します。

目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）の過年度分は、平成 28 年度精算により、19 万 1,000 円を増額します。

7 ページをお願いします。

款 06 繰入金、項 03 基金繰入金は、平成 28 年度介護給付費負担金償還払いに伴う歳入歳出の調整のため、4,296 万 9,000 円を増額します。

次に款 08 繰越金は、平成 28 年度の繰越金確定により 1,410 万 1,000 円の増額です。

続いて、8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 02 償還金は、平成 28 年度の国・県支基金からの交付金を精算し、不用となった額を返還するために 6,240 万 8,000 円の増額となっています。

次に項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金は、平成 28 年度の一般会計からの繰出金の精算に伴い、632 万 6,000 円の増額となっています。

目 02 介護サービス事業勘定繰出金は、平成 28 年度の地域支援事業の精算に伴い、68 万 9,000 円の増額となっています。

続きまして、介護サービス事業勘定を説明します。

11 ページをごらんください。

歳入からです。

款 03 繰越金は、実質収支確定に伴う繰越金 179 万 3,000 円の増額です。

次に款 04 繰入金、項 01 保険事業勘定繰入金は、平成 28 年度地域支援事業精算に伴い、68 万 9,000 円の増額です。

歳出につきましては、款 01 事業費、項 01 居宅介護支援事業費は、包括支援センターシステムのシステム機器の再リースに伴うソフトの保守委託料として 23 万 4,000 円の増額となります。

次に款 03 予備費は、収支調整として 224 万 8,000 円を増額するものです。

以上で議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

以上で議案第 54 号、第 55 号、第 56 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

補正予算つづりの緑色の表紙、平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）をお

願いたします。

本補正予算につきましては、主なものとしまして、平成 28 年度決算に伴いまして繰越金の額の確定によるもの、あるいはミニ開発等の増加によりまして受益者負担金が見込みより増加したことなどにより、補正をさせていただくものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、平成 29 年度御嵩町の下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとしまして、第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,780 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 8,380 万円とするものでございます。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ掲載の第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

4 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず初めに款 01 分担金及び負担金の項 01 負担金で、目 01 下水道事業受益者負担金を、既決額 360 万円に 543 万 6,000 円を追加補正し、903 万 6,000 円とするものでございます。先ほど説明しましたとおり、ミニ開発等の増加によりまして、農地等で減免しておりました土地に対して新たに賦課するための増額でございます。

その下、款 03 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 社会資本整備総合交付金ですが、見込んでおりました下水道事業交付金よりも多く国から配分されましたので、既決額 6,835 万円に 305 万円を追加補正し、7,140 万円とするものでございます。

その下、款 07 繰越金ですが、先ほど説明をさせていただきました平成 28 年度決算に伴いまして、既決額 837 万 4,000 円に 1,931 万 4,000 円を追加補正し、2,768 万 8,000 円とするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、歳出でございます。

款 01 下水道事業費、項 02 下水道施設費、目 01 下水道建設費の節 08 報償費を 115 万円、節 22 の補償、補填及び賠償金を 400 万円増額し、下水道建設費全体で既決額 2 億 408 万円に 515 万円を追加補正し、2 億 923 万円とするものでございます。報償費につきましては、歳入で御説明しました受益者負担金の増加に伴います一括納付報奨金の増額補正、補償、補填及び賠償金に関しましては、下水道工事に伴い、水道、ガスの移転補償費の増額補正をお願いするものでございます。

その下、款 02 基金積立金ですが、平成 28 年度決算によりまして繰越額が見込みより多かつたことから、次年度以降の下水道工事のための下水道基金積立金として 2,200 万円を増額補正させていただくものでございます。

その下、款 04 予備費としまして、65 万円を追加し、406 万円とするものでございます。

以上で議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）についての説明

を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

議案第 58 号と議案第 59 号について御説明いたします。

まず議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり 7 ページをお願いいたします。

御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の規定をしておりますが、改正内容につきましては資料で説明いたしますので、資料つづり 2 ページをお開きください。

児童福祉法が改正されたことに伴いまして、本町職員に係る育児休業の対象を明確にするなどの所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

概要の 1 つ目としまして、育児休業の対象となる子に養子縁組里親として委託されようとしたが、親権者の同意が得られない児童を条例に規定するものであります。

2 つ目としまして、育児休業を再度請求し、再取得できる特別な事情として、保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が見込めない場合、いわゆる待機児童を加えるものであります。

施行日は、公布の日であります。

次の 3 ページから 5 ページまでは、改正の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第 58 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

次に、議案第 59 号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり 9 ページをお願いいたします。

御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例案を規定しておりますが、改正内容につきましては資料で説明いたしますので、資料つづり 6 ページをお開きください。

工場誘致条例に規定します奨励金の対象となるエリアを限定することにより、町の健全な発展並びに秩序ある工場誘致及び整備を図るため、また現状に合わせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

概要の1つ目、対象地域の制限として、都市計画法第14条第1項の規定により表示された御嵩都市計画図における工業専用地域と、特定地域Ⅵに該当する地域、その他町長が適当と認める地域を加えるものであります。具体的には、平芝工業団地とグリーンテクノみたけ、その他町長が適当と認める地域として行うものであります。

2つ目として、時限措置としまして規定しておりました雇用促進奨励金に関する規定を削除するものであります。

3つ目といたしまして、現状に合わせた文言の改正であります。

施行日は公布の日で、経過措置といたしまして、施行日以降に指定の申請をした事業者について適用するものであります。

次の7ページから10ページまでは改正の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第59号 御嵩町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

議案第58号、議案第59号をまとめて御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第60号 工事請負契約の締結について、議案第61号 工事請負契約の締結について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第60号及び第61号の工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

それでは、議案第60号 工事請負契約の締結についてをまず御説明さしあげます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的、下水道管渠改築第7期工事。
2. 契約の方法、条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、金6,048万円。
4. 契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設 代表取締役吉田廣美でございます。

資料つづりの 11 ページをお願いいたします。こちらには工事請負仮契約書の写しを、次の 12 ページには入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の 13 ページに今回施工する概要図が掲載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。この工事は、下水道管の管渠改築工事としまして平成 25 年度から大庭台団地内で実施してきておりましたけれども、今回、最終年度としまして、第 7 期工事として西田団地内で行う工事になります。

工事の内容としましては、管渠更生工の内面被覆工として、管径 200 ミリが延長 370.6 メートル、管径 250 ミリが延長 204.8 メートルで、合計 575.4 メートル。マンホール接続部分の耐震化工、マンホールと污水管の接続部の耐震化工になりますが、これを管径 200 ミリ部分が 26 カ所、管径 250 ミリ部分が 14 カ所、合計 40 カ所の施工をするものでございます。

以上で議案第 60 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 61 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案その 2 つづりの 1 ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的、上之郷地区面整備（第 2 工区）工事。
2. 契約の方法、条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、金 6,048 万円。
4. 契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町古屋敷 543 番地 1、株式会社國本起業代表取締役國本吉男でございます。

資料つづりその 2 の 1 ページをお願いいたします。こちらには工事請負仮契約書の写しを、次の 2 ページには入札執行結果公表一覧表をお示ししております。

次の 3 ページ、今回施工する概要図をごらんください。この工事は、上之郷地区面整備（第 2 工区）としまして、昨年度から井尻地内で実施しております国道 21 号に下水道管布設の続きを行うもので、150 ミリの VU 管を開削工により延長 344.7 メートル布設し、マンホール設置工としまして、A 1 号型マンホールを 7 基、コンクリート製の小型マンホールを 1 基設置するものでございます。

以上で議案第 61 号の説明を終わらせていただきます。

60 号、61 号、ともに御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

続いて、発議第 1 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく

補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 各務元規君。

議会事務局長（各務元規君）

それでは、議案つづりその2の2ページをお願いします。

発議第1号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率
等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置
の継続を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年9月7日提出

提出者	御嵩町議会議員	谷口 鈴男
賛成者	〃	山口 政治
	〃	高山 由行
	〃	奥村 雄二

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の
継続を求める意見書

道路は、地域の発展及び経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、災害時
における救援活動並びに復旧及び復興に欠かせない重要な施設である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下
「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路及び交付金事業の補助率等が嵩上げ
されているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

本町では、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、自然災害に対する事前防
災・減災対策、既存道路インフラの老朽化対策等、全力を挙げて取り組んでおり、この時期に
おける補助率等の低減は、必要な道路整備の進捗に大きな支障が生じ、地域の活力の低下を招
くことが危惧される。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も
継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様

以上であります。

議長（山田儀雄君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま議会事務局の局長より朗読をしていただきました。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律について、これは平成30年3月末までの時限立法措置で、廃止される可能性があります。そこでまず私どもは、岐阜県の道路整備促進期成同盟会岐阜県連合会協議会の通常総会において、何とか30年以降もそのかさ上げについて、いわゆる時限措置を継続していただきたいという議決がなされておりますが、この議決に対して、私どもこの町議会といたしましても、やはりどういう影響が出てくるかということ委員会を精査させていただきました。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、これは通常「道路財特法」と申しますけれども、この財特法の中では、現在、昭和30年の3月末まで、いわゆる直轄改築、補助改築、交付金を含めて、いわゆる負担金が低減されております。これが例えば補助改築、これは都道府県市町村道に該当する場合でも約5%、それから交付金措置については、例えば社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等に影響してまいりますけれども、5%から約20%影響を受けるということが判明しております。

したがって、特に岐阜県におきましても、この道路財特法が失効した場合の影響として、県事業費が約6億5,000万、市町村事業につきましても4億4,000万、トータルで約10億9,000万ほどの負担増が予想されております。したがって、このような法の廃棄によりましてそれだけ地方の負担がふえるということでございますので、何とか現在施行されております道路財特法については30年以降も継続をしていただき、地方の道路状況の改善に資するという

ことに努力をしていただきたいというものであります。

したがいまして、先ほど局長より朗読をさせていただいた文案のとおり、国に対して私どもは意見書を提出したいという思いであります。どうかよろしく御審議のほどお願いをいたします。以上であります。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時といたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第 5、議案の審議及び採決を行います。

議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 52 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 52 号は原案のとおり同意されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

雑入のその他のところで、スポーツ振興センターのほうでしたか、15 万円入りがありまして、補償金として児童運営費のほうで園児のけが 3 人というふうに説明のときに伺ったように思いますけれども、余りこのような例は聞いたことがないので、どんなような園児のけがとどうか、どのような状態のことがあったんでしょうか。

議長（山田儀雄君）

福祉課長 高木雅春君。

福祉課長（高木雅春君）

それでは、大沢議員の質問に対してお答えします。

今年度、園児の事故は 3 件発生しております。まず 1 件目は、4 月に発生しておりまして、園児を保護者に引き渡し後、園庭内で遊んでいる間に転倒しまして骨折をしております。2 件目も、こちらも園児を引き渡し後、園庭内で兄弟で遊んでいる間に中保育園の門で指を挟んでしまいまして、またこれも骨折ということになっております。3 件目も、園児を引き渡し後、園庭内で転倒して骨折ということで、3 件の事故が発生しておりまして、この 3 件の事故で要する費用が当初予算を上回るということがわかってきましたので、今後に必要な額も見込んで 15 万円の増額補正をさせてもらうものでございます。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

事故の状態はわかりましたけれども、その後、事故が起きないように周知とかはなされていますか。

議長（山田儀雄君）

福祉課長 高木雅春君。

福祉課長（高木雅春君）

事故が発生して以降、私のほうから園長に対して、全て引き渡し後の事故ということですね

れども、お母さんたちに子供の様子はしっかりと見守るようにということを引き取り時にお話を園の先生からしていただくように指導のほうはさせていただきました。

議長（山田儀雄君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

補正予算書の13ページの一番最下段でございます。消防費のほうで、防災コミュニティセンターの光熱水費の96万円を増額補正を予定するということですが、当初の金額から倍になるわけですが、新築の防災コミュニティセンターということで、先ほど課長のほうからは当初予算が甘かった弁がありました。その内容について、特に何がふえたか、どのような原因があるかを少し確認させていただきたいと思います。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

高山議員の御質問にお答えします。

今回、御指摘のとおり、光熱水費のほうで当初予算の倍以上の予算をお願いしております。防災コミュニティセンターの光熱水費につきましては、当初、他の公共施設、町内の公共施設等の年間使用料等をもとに積算しまして予算計上をさせていただきましたが、電気、ガス、水道とも、当初予算の要求時に見込んだ毎月の使用料を大幅に現在超えておるような状況でございます。私どもの当初予算の要求時、使用料金の試算、積算の誤り、見込み誤りというのが大きな原因ということにはほかなりません。

夜間まで電気等を使っておりますが、それは想定しておった段階でございます。施設光熱水費の節減につきましては、今、センター内で事務をとっておられます社会福祉協議会であるとか、定期的にボランティア活動を行っていただいている団体さん等にも、節減とかそういったものについてはお願いはしてきておるところであります。

今後とも引き続き運営経費の節減に努めてまいりますのは当然でありますけれども、施設運営上必要な経費としてお認めいただきたいということと、来年度当初予算においては、本年度の使用状況を踏まえまして、適正な見込みによる予算を立ててまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

14 ページのほうで、中学校費の関係で需用費、修繕料が上がっております。向陽中学校の昇降機と美術室の排水改良というような格好で予算化がされておりますが、実はこの3日に防災訓練がありまして、向陽中学校の体育館で避難所の担当でさせていただきました。その折に、体育館のバレーの支柱の台座のほうですが、ふたがしょっちゅう取れまして、皆さん方がそこから辺を歩いておるうちにもパカパカパカパカというような音もするわけですし、大変危ない状況でありますので、ここで予算上どんなような状況になるか、また修繕に向けてやればどのようになるかはわかりませんが、そんなような状況があったということで、今後この修繕についても目を向けていただければありがたいというふうに思っておりますが、担当課のほうで何か意見がありましたらよろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの加藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

実は、防災訓練のときに向陽中学校の体育館のほうで、床にテープを目印で張って、それを剥がしたときかなり床がささくれたといえますか、そういった症状が報告がございまして、急遽その点検ということで業者を連れまして、これから修繕に入ろうかなと思っているところで加藤議員のほうからもそういった御意見がございましたので、あわせてそういった点検も行っていきたいと思えます。

なお、修繕費につきましては、中学校管理費のほうで向陽中学校と上之郷中学校と含めまして、当てのない修繕というわけじゃないんですけれども、小修繕等で80万円ほどは組んでございまして、いろんな修繕がございしますが、その予算の範囲の中でやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは総務管理費に関係してくるのか生涯学習費に関係してくるのかわかりませんので、この前、防災訓練の折に、中公民館のサイレンであります、これはずうっと故障して全然鳴っ

てないと。訓練のときにそのサイレンを誰も聞いていない、どうかということで事務所のほうへ確認したら、あれは故障しておって鳴りませんというような話があったんですが、こういうものというのは、公民館というのはいわゆる行政財産ですね、その他の。そうすると、これは管財のほうで管理するものなのか、そういうものについては生涯学習課のほうで需用費の修繕費という形で、電気関係の修理費とか、通信機器類の修繕費であるとか、そういうもので捻出してくるのか。

それをまず確認した上で、それから、中公民館の3階の天井の高いところの蛍光灯だとか、事務所の蛍光灯なんかも切れて、役場のほうにお願いしてあるけれども対応していただけないというような話がありましたけれども、避難所でもあり、また防災訓練のときにサイレンも鳴らないというような状況というのは、これはきめ細かにやはり点検しておく必要があると思うんですが、この辺の所轄の問題と、それから、この補正なんかを見てみますと一切出てきてないんですが、そういうものは現在の予算で対応できるかどうか。その2点だけお願いしたいと思います。

議長（山田儀雄君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えします。

中公民館のまず修繕のほうになります。蛍光灯、そういった修繕のことに关しましては公民館のほうからも御要望がございました。今年度当初予算のほうと、それから要望のことに关しまして、見積もり等のほうは検討しております。当面の間は当初予算のほうで対応できるということで、今回の補正のほうは行っておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

谷口議員のサイレンの部分についてお答えをさせていただきます。

今御指摘のとおり、中の公民館、屋上にモーターサイレンがついておりますが、現在は故障して使えない状況にあります。以前、お昼であるとか火災時等の折にサイレンを鳴らすということで昔は何カ所か町内にありまして、公民館にもあったんですが、防災行政無線が整備されて以降も使える間はずっと使っておりましたが、故障して修理といいますか、今、中の公民館でいきますと、もう修理がきかない状況で、取りかえしかないというような状況でございます。以前、見積もりをとったこともございますが、かなり高額な費用がかかるということで、以降、取りかえ等の修理等には対応してございません。ほかのサイレン等についても同様、防

災行政無線のほうのサイレンで対応しておるという状況でございますので、その辺のところを御理解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 53 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 54 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

11 ページのほうで、実は 28 年度決算との絡みで質問するわけですが、決算のときに、保険

事業勘定繰出金という科目があるわけですが、そこで大変な不用額が出たと。これは時限的のタイムラグでそうってしまったというような話がありまして、今回、前年度繰越金 179 万 3,000 円の補正額の中に 84 万は入っておると思うんですが、通常ですとこれは保険事業勘定のほうへ繰り出されるというような額だと思っておりますが、下にあります、68 万 9,000 円は保険事業勘定のほうから入ってくるわけですが、歳出のほうでその項目がないということで、その関係についてはどういうふうな処理をしてみえるか、ちょっと質問します。お願いします。

議長（山田儀雄君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

加藤議員の質問にお答えします。

介護保険制度の改正に伴いまして、今年度より総合事業というものが開始されました。それにつきましては、今までですと要介護認定を受けてみえる方がケアプランを立ててサービスを受けるといった流れになっておりましたが、今後は要支援にならないような方でもサービスが受けられる、またその方々に対してプランの作成等々を行うこととなっております。今年度より始まった事業でありまして、ちょっとそのプランの作成件数につきまして、今現在のところどれだけの件数が見込まれるかということが未定のため、今回の補正につきましては、今の繰り越された残った繰越金額につきまして、一旦、予備費のほうに入れさせていただくということで対応させていただきたいと考えております。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 60 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 60 号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 61 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 61 号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月12日火曜日午前9時より開会しますので、よろしく願いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時25分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 高 山 由 行

